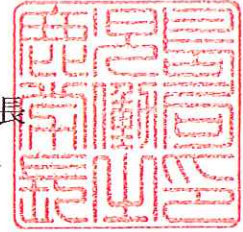




鹿労発基0927第1号
平成29年9月27日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会 会長 殿

鹿児島労働局長



治療と仕事の両立支援の取組等の実施について（要請）

労働基準行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、治療技術の進歩等により、病気になっても仕事を辞めずに働き続けることができるようになってきました。

また、今後、職場においても労働者の高齢化が一層進むことが見込まれる中で、事業場において病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面は、さらに増えることが予想されます。

このような状況を踏まえ、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日、働き方改革実現会議決定）に基づき、治療をしながら仕事をしている方の治療と仕事の両立に向けた様々な取組を推進することとしています。

同計画では、主に2つの取組が提示されており、

① 経営トップ、管理者等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備

② 企業と医療機関の連携の中核となり、患者に寄り添う支援体制の構築

などについて全国的に取り組むこととされており、本年6月9日には、この働き方改革実行計画に従って取組を進める旨の閣議決定がなされております。

こういった病気や障害を抱えた労働者の支援の取組は、労働者自身の生きがいの確保はもとより、県内企業の継続的な発展を支える上でも、その重要性は今後ますます高まると考えられることから、当県におきましても県内の実情に応じた両立支援の取組を推進するため、皆様のご協力を賜り、本年7月31日に「鹿児島県地域両立支援推進チーム」を立ち上げ、第1回の会議を開催しました。

同会議の中では、企業側の課題・事情として、両立支援の浸透が不十分であること、企業全体の中で両立支援を可能とする休暇制度・勤務時間制度等が普及していないとの指摘がありました。これらのことについては、個別支援を進めるうえでも阻害要因となり得るため、同推進チームでは重点的な取組として企業への啓発活動を連携して展開することが決定されました。

つきましては、企業における治療と仕事の両立支援の取組等を推進するため、要請をさせていただくこととしましたので、本取組の趣旨を御理解の上、会員事業場等に対する両立支援を可能とする休暇制度・勤務時間制度等の普及に係る周知啓発のほか全国労働衛生週間における労働者の健康確保対策の取組につきまして、別添パンフレットを貴団体の広報誌に掲載するなど特段の御配慮をお願いいたします。

病気になっても

うちの職場は働けます！

～がん、糖尿病などになっても治療しながら働く人に優しい職場づくりを～

◎ 従業員の病気への対応で困っていませんか？

優秀な社員が「がん」になってしまった。人手も足りないし働き続けてもらいたいのだが。

我が社としては、人材活用のため、安心して長く働けるような積極的な制度を取り入れたい。



主治医の診断書だけでは、どのような仕事をしてもらえば良いか、具体的に分からないな。

法律では病気の方は働かせてはいけない規定(労働安全衛生法第68条)があるらしいが、自分達が考えている仕事をお願いできるのかな。

◎ 「治療と職業生活の両立支援」を考えましょう



最近、治療技術の進歩等により、治療をしながら仕事を続ける人がたくさんいます。でも、実際の会社での対応は難しいことが多いですね。一緒に解決方法を考えていきましょう。

◎ 治療と職業生活が両立できれば・・・

事業者のメリット

- ✓ 従業員の「健康確保」の推進
- ✓ 継続的な人材確保
- ✓ 従業員のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- ✓ 「健康経営」の実現
- ✓ 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

従業員のメリット

- ✓ 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- ✓ 治療を受けながらの仕事の継続
- ✓ 安心感やモチベーションの向上
- ✓ 収入を得ること
- ✓ 働くことによる生きがいの保持

両立支援の取組の対象など

- 対象は、**がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、肝疾患、若年性認知症、不妊治療、難病**などの**反復・継続して治療が必要となる疾病** ※短期で治療する疾病は除きます
- 病者の就業禁止規定は、できるだけ勤務時間短縮等の措置を講じて就業機会を失わせないようにし、やむを得ない場合に限り就業を禁止するもの(※)

※ 労働安全衛生規則第61条に、①ウイルス伝ばの恐れのある伝染性の疾病にかかった者 ②心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者 ③①及び②に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者の就業を禁止する旨が定められています。
- 治療と職業生活の両立に必要な配慮を行うことを労働者健康確保対策と位置付け

両立支援を行うための環境整備

日頃から支援体制の準備を

- 衛生委員会等で調査審議し、基本方針の表明やルールを作成周知
- 研修等による労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- **休暇・勤務制度**の検討・導入 など



具体的な両立支援の進め方

- 本人の申出を受け、主治医・産業医等から意見を収集して就業継続の可否を判断
- 産業医や保健師・看護師等と連携し、**両立支援プラン**、職場復帰支援プランを策定してこれら**に基づく就業上の措置や配慮の実施** など

※ 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の全文等がダウンロードできます。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.whlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

(参考) 治療と職業生活の両立の取組が求められる社会的背景

- 治療技術の進歩等により**生存率が向上**
【例】がん5年相対**生存率** H5～8年 53.2% → H18～20年 **62.1%** (乳がん**90%**)
- 仕事をしながら治療を続ける方は大勢います
【例】仕事をもちながらがんで通院する人 平成22年 **32.5万人**
⇒ しかし、例えば糖尿病患者の約8%が**通院を中断**、その理由は「仕事(学業)が多忙のため」が24%

◎ 両立支援に関する効果的な休暇・勤務制度の例

時間単位の年次有給休暇

- ・ 労使協定を結べば年5日まで時間単位の付与が可能です。
- ・ 一定期間ごとの検査や診察等が必要な場合に効果的です。

病気休暇（傷病休暇）

- ・ 事業者が自主的に設ける病気療養のための法定外の休暇のことで休職までに至らない期間の療養に効果的です。

年次有給休暇積立制度

- ・ 事業者が自主的に設ける法定外の休暇で、時効消滅する年次有給休暇を積立て入院療養等の場合に利用できます。

時差出勤制度

- ・ 事業者が自主的に設ける制度で、本調子でない体でも、混雑する時間帯を避けて負担が少なく通勤できます。

短時間勤務制度

- ・ 事業者が自主的に設ける労働時間が短い勤務制度で、体調は回復したがフルタイムが無理な場合に有効です。



◎ 既にこんな企業で効果的な制度導入や取り組みがされています

実践事例 1



職員が「がん」になったため、勤務日の調整、通院時等の時間単位の年次有給休暇の取得、当日の体調に応じた勤務内容の配慮などの支援をしました。職員は、職場の対応に感謝してくれています。また、社外の方の誰もが「良い職場ですね」と話してくださいます。職員自身も誇りに思うと言ってくれています。

社会福祉法人白鳩会
(鹿児島県南大隅町)
[設立] 昭和47年
[業種] 社会福祉施設
[従業員数] 158名

実践事例 2



1時間単位の年休制度のほか、必要最小限度の範囲で最大90日間の病気療養のための休暇制度（有給[60日からは半減]）を導入しています。

国立大学法人鹿児島大学
(鹿児島県鹿児島市)
[設立] 昭和24年
[業種] 教育研究業
[社員数] 4,700名

他県の実践事例

- (事例) 主治医と連携した休業からの復帰支援 (ウシオ電機株式会社)
- (事例) 不妊治療のための休暇制度 (住友電気工業株式会社)
- (事例) やむを得ず病気退職した社員の再雇用制度 (大鵬薬品工業株式会社)
- (事例) 各事業所の産業保健スタッフ充実・全社健康意識向上 (オリンパス株式会社) など

無料

鹿児島産業保健総合支援センターは、個別に企業等を支援します

両立支援の基本的な進め方



労働者や事業者からの申し出により、両立支援促進員が医療機関と連携し、それぞれのステップに応じた助言・支援を行います。お気軽にご相談ください。

疑問や相談にお応えします



事業者
(人事労務担当者)

従業員が病気になりました。治療をしながら仕事をしたいと相談されましたが、初めてのことなので、何をしたらいいかわかりません。どのような支援を受けられるのでしょうか。

当センターでは次のようなお手伝いをします。

- 管理監督者や従業員を対象とした周知啓発教育を実施します。
- 事業場へ訪問を行い、企業内の体制づくり、規程・制度（柔軟な年休制度、病気休暇制度等）への対応などの支援を行います。
- 両立支援プランなどの作成の支援を行います。
- 会社と主治医間の情報連絡シートなどの利用支援を行います。



鹿児島産業保健総合支援センター
(両立支援(出張)相談窓口)

◎ 治療と仕事の両立支援制度を導入する事業主に助成金を支給します！



治療と仕事の両立を支援するための制度を導入する事業主には、**10万円**の助成金が支給されます。詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課(099-219-8712)へお問い合わせください。

鹿児島県地域両立支援推進チームとは

「鹿児島県地域両立支援推進チーム」は、治療と職業生活の両立支援に携わる県内の関係団体等から構成されており、事務局は鹿児島労働局労働基準部健康安全課です。また、治療と職業生活の両立支援の事業運営は、鹿児島産業保健総合支援センターが担うことになっています。

【お問合せ先】

鹿児島労働局労働基準部健康安全課
鹿児島市山下町13-21 (☎ 099-223-8279)

鹿児島産業保健総合支援センター
鹿児島市上之國町25-1 中央ビル4階 (☎ 099-252-8002)

治療と職業生活の両立に関する各ホームページのご紹介

厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/>)

鹿児島労働局(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

独立行政法人労働者健康安全機構 (<http://www.johas.go.jp/>)

鹿児島産業保険総合支援センター(<http://kagoshima.johas.go.jp/>)